

労働者派遣事業に関する情報公開について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条第5項の規定により情報(令和 5 年度労働者派遣事業報告書のデータに基づきます。)を提供致します。

| | | | |
|-------|-------|----|-------------------------|
| 事業所名称 | 鹿児島支店 | 住所 | 鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル5階 |
|-------|-------|----|-------------------------|

1. 労働者派遣の実績等

| | |
|--------------------|-------|
| 派遣労働者数(令和6年6月3日現在) | 106 名 |
| 対象事業年度における派遣先事業所数 | 111 件 |

2. 労働者派遣に関する料金等(マージン率等)

| | |
|------------------------|----------|
| 労働者派遣の料金の平均額(1日8時間当たり) | 14,159 円 |
| 派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり) | 10,403 円 |
| | 26.5 % |

3. 教育訓練に関する事項

個人情報保護・情報セキュリティに関する事項、働くにあたっての注意点等を、登録時研修に実施しております。また、他にも多彩な研修を実施させて頂いております。
キャリアアップに資する教育訓練計画については、弊社マイページをご確認ください。
<https://haken.ahc-net.co.jp/merit/kyoiku.html>

4. その他参考と認められる事項

健康保険加入適用者には、福利厚生サービスの一環として「福利厚生倶楽部」のサービスがご利用いただけます。宿泊、食事、スポーツクラブ、自己啓発など様々なサービスが、スタッフご自身ばかりでなく、ご家族の皆様にご利用できます。

その他、キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先は、以下の弊社HPをご確認ください。
<http://haken.ahc-net.co.jp/merit/career.html>

5. 雇用安定措置を講じた人数

53 人

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

| | |
|--------------------------------|----------------------|
| 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か | (締結している) |
| 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 | (全ての派遣労働者) |
| 当該労使協定の有効期間 | (令和7年4月1日～令和8年3月31日) |